

令和2年12月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年12月10日(木) 午前 9時30分から 10時25分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
14番 藤田 博史
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

なし

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め14番藤田博史君、15番鈴木恵一君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第41号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第65号 取消願いの報告についてまでの、計10件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第41号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大淵地区31番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区31番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は大淵第一小学校から北北西に400mくらいのところですが。譲受人は社会福祉法人で、障害者の日中活動の場として使用したいという申請です。申請地は以前は植木屋さんが借りていたそうですが、そこから返還されたため、今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、北側の道路と高さを合わせるように造成されていました。何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、農地所有適格法人以外の法人であり、下限面積要件を満たしておりませんが、社会福祉法人がその事業の目的のために使用するものであり、これは、農地法第3条第2項の例外として規定されていますので、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大淵地区31番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区31番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、北部地区32番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区32番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 場所は主要地方道富士裾野線と主要地方道富士富士宮由比線の交差するところから北西に100mほどのところと、西に200mほどのところ。譲渡人は元々今宮の人でしたが、現在は石坂に住んでいて耕作はしておらず、申請地はすでに譲受人が借りてシキミを作っています。譲受人はシキミの品評会などでも上位の賞を受賞するような農家であり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひます。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区32番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区32番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に須津地区33番について、事務局から説明願ひます。

事務局 (事務局議案5ページ須津地区33番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局 場所は東部土地改良区内の柏原江尾線沿いの沼津線から南に900mくらいのところ。譲渡人は相続財産管理人となっている弁護士です。譲受人は沼津で1万平方メートルくらいを耕作する兼業農家です。申請地は以前に釣り堀をやっていた場所で、現在は耕作放棄地となっています。周辺は優良な水田であることから、現状の荒れたままになっているよりは、農家の方にきちんと耕作地として管理してもらう方が良くはないかと思えます。復元計画もきちんとしており、今後の耕作に関しても問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひます。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 須津地区33番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
須津地区33番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長 次に、議案7ページの議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大洲地区6番と、次ページの農地法第5条大洲地区30番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ大洲地区6番、8ページ大洲地区30番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は中野の交差点から東に300mくらいのところに園林寺というお寺があるのですが、そこから南に200mくらいの住宅地の真ん中にあります。農地法第5条大洲地区30番の譲渡人と譲受人は祖母と孫で、孫の分家住宅を建てたいとのことで申請となり、それとあわせて奥の家への通路の拡幅のため、農地法第4条大洲地区6番の申請となっています。現地を確認したところ、家庭菜園として管理されていました。周辺は住宅地であり農地への影響はないことから何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大洲地区6番及び30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区6番及び30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案8ページの議第43号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
松野地区28番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案8ページ松野地区28番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は富士宮に渡る蓬莱橋から南に500mほどのところにある特別養護老人ホームシャローム富士川のすぐ南側です。譲渡人は高齢であり、病気もあって耕作管理ができない状況です。譲受人は以前にも別の案件で譲受人となっている太陽光発電事業を行っている法人です。申請地を貸借し、太陽光発電事業を行いたいとのことです。現地を確認したところ、柿畑でしたが、草刈りなどの管理のみで、柿の収穫はされていないようでした。周辺は北側が福祉施設で、そのほかは水田、一部ミカン畑でした。車輛の進入路はありませんが、福祉施設から工事の際に駐車場を進入路として使用することの同意書が提出されています。譲渡人が耕作管理ができる状況になることは難しく、荒れて周辺に迷惑がかかるよりは太陽光発電施設として管理される方が影響が少ないのではないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区28番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	北側の福祉施設に光の反射などの影響はないのでしょうか。また、今回の太陽光発電施設の設置について施設に説明などはされているのでしょうか。
委員(報告者)	福祉施設の建物は3階建てです。太陽光発電施設の高さは不明ですが、場所が南側であり、パネルも南側を向いているため影響はさほどないと思われます。太陽光発電施設の設置については、同意書がありますので、説明は行われていると思われます。
会長	他にご質問ございませんか。
会長	この譲請人は以前に営農型太陽光発電施設の許可を受けている法人ですが、そちらの方の現状はどうなっているのでしょうか。
委員(意見者)	以前に許可を得た場所では、まだ小さいですがブルーベリーの苗が植えられていることを確認しています。品種によって成長具合は違いますが、来年には少しは収穫できるのではないかと思います。
会長	その前に枯れてしまうということもあり得るのでしょうか。
委員(意見者)	まだ植えられたばかりで分からない状態です。今後の経過を見ていく必要があると思われます。
会長	<p>他にご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区28番についてご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に伝法地区29番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ伝法地区29番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

場所は大淵街道を北にのぼっていき、東名高速道路をこえて側道沿いを西に進んだところにある東名富士クリニックから北に100mほどのところ。現地を確認したところ、道路側は空き地で、奥側が耕作されていない状態でした。住宅地に近い場所の農地で、周辺住民も利用するテニスコートを造成するということですので何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

伝法地区29番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区29番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大淵地区31番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ大淵地区31番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

場所は主要地方道一色久沢線沿いのかたくら明和園という福祉施設から東に100mくらいのところにあります。申請地の西側が譲受人の住宅なのですが、現在の通路では今後利用予定の福祉施設の送迎車両の出入りが難しいため、親戚関係にある譲渡人から一部農地を通路として購入したいとのこと。現地を確認したところ、茶畑となっていました。周辺は住宅に囲まれており何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	大洲地区31番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区31番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大洲地区32番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ大洲地区32番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	場所は中野の交差点から主要地方道富士富士宮由比線を東に800mくらい行ったところにあるお茶工場から南に100mくらい行ったところにある墓地のすぐ南側です。譲受人はその墓地を管理している宗教法人で、墓地に参拝する人の駐車場にしたいとの申請です。現地を確認したところ、元が畑だと思われる空き地の状況になっていました。隣接する墓地に必要な駐車場ということですので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願います。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大洲地区32番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区32番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に北部地区33番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ北部地区33番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>場所は青葉台小学校のすぐ東側で、一色の共同墓地のすぐ裏です。申請地は北側にある竹やぶの影響を受けないように管理の必要からコンクリート敷にしたそうですが、現在はかなり荒れてしまっています。譲受人は不動産管理業を営んでいる法人で、この地区に管理する物件が増えたことから、コンテナを設置し、廃棄物処理業者が回収するまでの一時置場としたいとのことです。元々農地としての管理がされておらず、周辺も住宅地ですので、荒れたままよりはきちんと管理してもらう方が良いかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願ひます。</p>
事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考へます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考へます。</p>
会長	<p>北部地区33番についてご質問ござひませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ござひませんので、裁決に移ります。</p>
	<p>北部地区33番についてご異議ござひませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に原田地区34番について、事務局から説明願ひます。</p>
事務局	<p>(事務局議案9ページ原田地区34番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願ひします。</p>
委員(報告者)	<p>場所は特別養護老人ホーム鑑石園から北に300mほどのところではす。譲渡人と譲受人の一人は親子で、残る一人はその配偶者ではす。現在宮島にお住みではす、この度、譲受人が結婚するため分家住宅を新築し、譲渡人とともに引越す予定とのことです。現地を確認したところ、周辺の状況などを見て何ら問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願ひます。</p>
事務局	<p>本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考へます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考へます。</p>
会長	<p>原田地区34番についてご質問ござひませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ござひませんので、裁決に移ります。</p>
	<p>原田地区34番についてご異議ござひませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案10ページの議第44号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。
北部地区8番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案10ページ北部地区8番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士裾野線と主要地方道富士富士宮由比線の交差点からすぐ南東にあります。現地を確認したところ、傾斜がきつく、かなり大きな木が育っている状況でした。隣に主要地方道富士裾野線が通っていますが、高さがかなり違って直接入ることはできません。周辺農地への影響も無いと思われまので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 北部地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長 次に、議案11ページの議第45号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。
鷹岡地区9番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案11ページ鷹岡地区9番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は弥生通りを西に進み、東名高速道路の高架をくぐって100mほど行った先の丁字路を北に100mほど進んだところの東側にあります。申請者が引き続き農業経営を行うとして、相続税の納税猶予を受けたいとの申請です。現地を確認したところ、周辺は住宅や工場でした。申請地は道路から2mくらい低い水田で、周辺から水が流れ込んでしまうそうです。75歳と高齢なこともあって処分を検討したそうですが、埋め土をするのに相当な費用がかかるため困っていたところ、お子さんが一緒にお米作ると言ってくれたことから、相続税の納税猶予のためにも農業を継続するとのこと。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 鷹岡地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に田子浦地区10番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案11ページ田子浦地区10番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地はイオンタウン富士南から南に400mくらいのところに4ヶ所あります。申請者はお米と野菜を作っている方で、今後も農業を続けていくため、相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、2ヶ所は野菜、2ヶ所はお米を作っていました。今後息子さんも農業を継いでいくとのことです。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

田子浦地区10番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
田子浦地区10番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に田子浦地区11番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案11ページ田子浦地区11番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は田子浦中学校から西に100mくらいと300mくらいの2ヶ所にあります。申請者は会社にお勤めの方で、今後兼業で農業を続けていくため、相続税の納税猶予を受けたいとのことです。現地を確認したところ、畑としてきちんと耕作されていました。自宅も200mくらいのところにあり、何ら問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

田子浦地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
田子浦地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長	次に北部地区12番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案12ページ北部地区12番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は神戸小学校から北及び北西に50～200mくらいのところに5ヶ所あります。うち2つは新東名高速道路の北側、残り3つは南側にあります。申請者は熱心な茶農家で、寒冷紗をかけたかぶせ茶の栽培などにも取り組んでいる方です。現地を確認したところ、すべて機械が入れるようにきちんと整備されたお茶畑でした。お茶は厳しい状況ですが、今後も頑張っていきたいとのことでした。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	北部地区12番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区12番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。 次に、議案13ページの議第46号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案13ページ 朗読)
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。
会長	次に議案14ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案14ページをご覧ください。
報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案15ページをご覧ください。
報第63号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。
次に議案16ページをご覧ください。
報第64号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数1件。
次に議案17ページをご覧ください。
報第65号 取消願いの報告についてですが、譲渡人変更によるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年12月10日

農業委員会会長

同委員

同委員